

第16回規制改革推進会議

第58回国家戦略特別区域諮問会議 合同会議（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和5年6月1日（木）16:00～16:37

2 場所 総理大臣官邸2階 大ホール

3 出席議員

議長 岸田 文雄 内閣総理大臣

議員 岡田 直樹 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

同 松野 博一 内閣官房長官

規制改革推進会議

議長 大槻 奈那 名古屋商科大学ビジネススクール教授
ピクテ・ジャパン シニア・フェロー

議長代理 武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー）

委員 岩下 直行 京都大学公共政策大学院 教授

同 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会 常務理事

同 杉本 純子 日本大学法学部教授

同 中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部教授

同 御手洗 瑞子 株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役

国家戦略特区諮問会議

有識者議員 垣内 俊哉 株式会社ミライロ 代表取締役

同 越塚 登 東京大学大学院情報学環教授

同 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会 常務理事

同 中川 雅之 日本大学経済学部教授

同 南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長

藤丸 敏 内閣府副大臣

井上 貴博 財務副大臣

（議事次第）

1 開会

2 議事

規制改革推進会議関係

（1）規制改革推進に関する答申（案）等について

国家戦略特別区域諮問会議関係

（1）国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について

3 閉会

(資料)

規制改革推進会議関係

- 資料 1－1 規制改革推進に関する答申（案）（概要資料）
- 資料 1－2 規制改革推進に関する答申（案）
- 資料 2 ローカルルール見直しに係る基本的考え方（案）
- 資料 3 医療等データの利活用法制等の整備について（案）
- 参考資料 規制改革実施計画のフォローアップ結果について

国家戦略特別区域諮問会議関係

- 資料 1 国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）
- 資料 2 国家戦略特区 今後の進め方について（民間議員提出資料）
- 参考資料 1 国家戦略特別区域において取り組む主な規制改革事項等について
- 参考資料 2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

(議事要旨)

○岡田議員 ただいまより、「第16回規制改革推進会議・第58回国家戦略特別区域諮問会議 合同会議」を開催させていただきます。

本日は、規制改革推進会議において、佐藤委員が御欠席であります。また、国家戦略特別区域諮問会議において、松野議員が遅れての御出席となります。また、鈴木委員に代わり、井上財務副大臣、後藤議員に代わり、藤丸内閣府副大臣に御出席をいただいております。

まず、規制改革推進会議関係の議事となりますので、その進行は大槻規制改革推進会議議長にお願い申し上げます。

○大槻議長 ありがとうございます。規制改革推進会議議長の大槻です。

初めに、岡田大臣より、御挨拶を頂戴します。

○岡田議員 早速で、恐れ入ります。

改めまして、大槻議長を始め、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年10月に新体制となって以降、精力的に御議論を重ねていただきましたが、本日、今期の集大成として規制改革推進に関する答申を決定されると伺っております。社会課題の解決を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会を実現するためには、生活やビジネスの制約となっている規制や制度を改革していくことが必要不可欠であります。

取り組むべき分野や事項は大変多岐にわたりますが、イノベーションを阻む規制を始めとして、各分野における改革をスピード感を持ってしっかり進めてまいり所存でございますので、本日もどうか精力的な御議論を賜りますよう、お願い申し上げます。

○大槻議長 岡田大臣、ありがとうございました。

それでは、本日の議題であります「規制改革推進に関する答申（案）」等に移りたいと思います。

まず、資料 1－1、概要を御覧ください。規制改革推進会議の各ワーキング・グループでの議論を踏まえ、答申案をまとめております。今回の答申は、副題を「転換期におけるイノベーショ

ン・成長の起点」としまして、地方での社会課題の解決に資するという観点も踏まえつつ、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、スタートアップや新産業の創出などによる成長実現の起点となるための取組を盛り込んでいます。具体的には、ローカルルールの見直しによる国民・事業者の負担軽減、医療データの利活用促進、AIなどの新技術の活用に向けた環境整備、イノベーションと安全確保の両立を図ります。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。働き方の見直しや専門能力の最大活用、子育て環境の整備、地域における課題の解決などの取組を盛り込んでおります。

なお、ローカルルールの見直しに係る基本的考え方と医療等データの利活用法制等の整備につきましては、本会議の考え方を意見書として取りまとめまして、資料2及び資料3として、答申と同時に決定したいと考えております。

つきましては、委員の皆さんから、短時間となり恐縮ですけれども、各1分程度で御意見をいただきたいと思っております。

最初に、恐縮ですが、委員として、私から意見を申したいと思っております。

今回の答申に向けた議論では、これまでとは実は少し異なる、言わば新しい危機感の醸成のようなものを感じた次第です。最近では、数十年ぶりの物価上昇や人手不足に直面して、かつ、ChatGPTなどの先駆的な技術を目の当たりにしたことで、とにかくこのままではいけないといった意識が関係者全員に共有されたという印象を持っています。

これは規制改革にとっては追い風でありまして、例えば、私が座長をさせていただいた人への投資ワーキングでは、手続の簡素化や外国人材の活躍促進等で一定の進展がございました。一方で、イノベーション育成のための労働時間制度の見直し、教育機関の効果検証や新規参入・撤退等につきましては、ゴールからはまだかなり遠いと感じております。

これまで多岐にわたる議論に参加させていただきまして、改めて、その一つ一つが要望者の切なる願いを表しており、また、大きな環境変化の下で状況はさらに深刻になりつつあると感じています。

今後も、規制改革が課題に対し一層大胆かつプロアクティブな形で行われていくよう、願う次第であります。

続きまして、議長代理の武井委員から、お願いいたします。

○武井議長代理 武井でございます。よろしくお願いいたします。

今回の答申案では、まさに、新しい資本主義の観点、イノベーション促進の観点、地方の社会課題の解決に向けた観点からも、重要な項目が多く、また、一つ一つの各論で終わらせないで、その根っこ、背景にある事項を総論的に分析しまして、それをほかのエリアについても横展開して見直すという形などの、規制改革の実効性を高める工夫なども盛り込まれているように思います。また、医療・介護・感染症分野におきましても、医療データの利活用促進も含めまして、とても重要性の高い項目について、着実かつ意義深い進展が見られるのではないかと思います。

もちろん新しい課題もございますため、今後とも規制改革はプロアクティブに不断の取組を行っていくことが必要でございますけれども、それを前提に、今回の答申はまさに行われるべき規制改革が着実に一步一步進んでいるということを示した内容になっているものだと思います。

最後に、今回の規制改革が一定の重要な成果を上げられつつありますのは、一つ一つのテーマ

にまさに身を粉にして真摯かつ積極的に取り組んでいただいております事務局の皆さんのおかげだと思います。一国民としても、改めて感謝の意を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○大槻議長　ありがとうございます。

次に、岩下委員から、お願いします。

○岩下委員　私は、本日、京都から新幹線で移動してまいりました。この席で、1分間、何をお話ししようかということで、私の相棒であるスマホのChatGPTにずっと車中相談して議論してまいりました。

今回の答申の主眼は行政のデジタル化であると、私は考えています。もちろん民間のイノベーションを推進することは大事なのですが、民間は民間でかなり頑張っていると思いますので、逆に、行政が従来の紙と判子に固執する古い事務を残念ながら踏襲してきてしまったということが改革のオプスタクルになってしまっているという、負の側面があります。デジタル化を進めることによってこれを必死に解消しようということが現在政府で取り組んでいらっしゃるのだと思いますが、残念ながら、このシステム化・デジタル化は経験値が大事でございまして、この経験値が十分に足りていないと、どうしてもあまりうまく行かない。どういうことに問題があるかということ、いきなり本番で100%成功しなさいと言ったら、どんな競技であってもなかなかうまく行かないものであります。その意味では、今回の様々議論、例えば、子ども・子育て支援の中での就業証明書等の発行については、10回ぐらい議論を行いました。その中で、行政が求めている一種の無謬性のようなものを何とか現場感覚で自由にフレキシブルに対応して、かつ、民間の一般の企業や個人の方々、自治体・国が自由に連携するエコシステムをきちんと作っていただけるのではないということを色々議論することができたという意味では、大変有意義な議論ができたと思います。今回の答申が無事実行に移されて、行政のデジタル化がより一層進むことを期待しております。

私からは、以上になります。

○大槻議長　ありがとうございます。

続きまして、菅原委員、お願いします。

○菅原委員　ありがとうございます。

答申の取りまとめに当たり、岡田大臣を始め、政務三役の皆様、事務局の皆様に、深く感謝申し上げます。

まず、座長を担当させていただきました共通課題対策では、事業者の業務効率化を阻害する地域ごとの手続の差異、ローカルルールの見直しの加速化のために、改革の基本的な考え方を意見書として取りまとめさせていただきました。

その先行事例として、長年の課題であった保育所入所時の就労証明書は、全国標準様式を原則使用するという法令上の措置を講じていただきますが、これを分野横断的にさらに展開していただくことが重要だと考えております。

また、医療関係職の間のタスクシフト・タスクシェアが一步前進いたしました。年々増加し、現在100万人にもなる在宅医療を受ける患者様に対して、医療職の不足や偏在による連携の困難さを払拭して、最適なタイミングで必要な医療を提供するためにも、本格的に検討すべき時期だと思っております。

最後に、持続的な賃上げの実現のためには経済成長が必要ですが、新事業創出の観点から、規制改革は成長戦略の要の政策です。とりわけ、現政権が力を入れている未踏の分野に果敢に臨むスタートアップは、イノベーションを生み出す主体としては非常に優れているため、スタートアップの育成や創出を本気で取り組むのであれば、資金調達などの課題以上に、むしろ個別の規制や業法が妨げになっていることに鑑み、規制改革を今まで以上に強力に進めていただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○大槻議長　ありがとうございます。

次に、杉本委員から、お願いいたします。

○杉本委員　ありがとうございます。

初めに、答申をおまとめくださいました事務局を始めとする皆様に、感謝を申し上げます。

答申の総論でも言及されておりますが、現在のデジタル時代の経済社会においては、その変化が目まぐるしく、予測困難なこの変化を、いかに素早く察知し、柔軟かつ迅速に対応していけるのかということが重要になります。これは、この1～2か月の生成AIの発展と普及、これに対する対策を見ても分かるところかと思えます。このような目まぐるしい変化に対応していくためには、答申の言葉を借りますと、従来の画一的な「事前型の規制や制度」を社会の変化に柔軟に対応し得る「事後型の規制や制度」へと見直しをしていく必要があります、実際にワーキング・グループでの議論に参加する中でも、柔軟な事後型規制の重要性を感じる場面が多くあったところです。

もっとも、規制や制度の在り方を変えることは容易ではなく、従来の制度下で業務等を行ってこられた方々の理解を得る必要があります、そのためには、規制改革推進会議が取り組んでいる課題、取組の内容や方向性などについて、積極的に発信を行い、情報提供を行っていくことも必要ではないかと考えております。

そのような意味において、今回提出されました「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」は、大変有意義な意見書であると思っております。また、特にこれからの少子化や人口減少による人手不足などの問題は、若い世代にとっても深刻な問題となることから、若い世代に対しても、積極的に規制改革推進会議の取組を発信していくことも重要であると考えており、この点は、微力ながら、大学での講義などで学生たちに伝えていくことができればと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大槻議長　ありがとうございます。

次に、中室委員から、お願いします。

○中室委員　ありがとうございます。

岡田大臣を始め、事務局の皆様に取りまとめの労をお取りいただきましたこと、誠にどうもありがとうございます。

私は、人への投資ワーキングに参加させていただいておりました。この数年の動きを見てみますと、やはりコロナの影響は非常に大きくて、そのことによって教育の在り方も大きく変わったと実感しております。新しい時代に新しい教育の選択肢が示されたことは素晴らしいことだと思うのですが、一方で、学校と言われる法人の新陳代謝が求められるようになってきていることも、新しい時代の一つの特徴かなと感じます。今までの規制は学校法人の参入のところで様々

な規制がかかって質を担保しようとしてきたわけですが、これからは、学校の連携・統合、縮小・撤退といった制度の見直しが不可欠になってきていると思います。こうした政策をきちんと検証していくことは、言わずもがな、とても重要なことなわけですが、日本は諸外国と比べますと教育や医療分野におけるデータの蓄積は十分でなく、海外から劣後してきたところもあるわけですが、今回の取りまとめでもありますとおり、例えば、医療分野で使われるレセプトデータは、これまでは申請から利用開始まで平均で390日かかっていたものを7日まで短縮することができる。公的統計の調査票情報についても、長ければ1年がかかっていたものを、1週間以内あるいは4週間での提供を実施できるという取りまとめができたことは、日本のEBPMを先に進めるために、とても重要なことだと考えております。

どうもありがとうございます。

○大槻議長 ありがとうございます。

最後に、御手洗委員から、お願いします。

○御手洗委員 スタートアップ・イノベーションワーキング及び地域産業活性化ワーキングを担当しております、御手洗瑞子と申します。

私からは、規制改革において重要だと考えるテーマについて、そのテーマに沿って今回の答申に入っている具体例について、最後に、今後に向けて、の3点についてお話しさせていただければと思います。

私は、宮城県の小さな港町に住んでおりますので、日頃、地方の現場の人の話を聞く機会が多いのですが、その中で、規制改革で非常に重要になると考えているテーマがあります。それは、新規参入が実質的にできなくなっている産業について、参入要件を適切に見直してアップデートをしていく、というものです。これは、地域経済だけでなく、ひいては日本経済の活性化のためにも重要で、また、担い手不足の解消のためにも大きな一手になると考えています。

具体的には、例えば今回の答申の89ページにあります卸売市場の活性化に向けた取組が、地味なのですが、非常に重要な一歩だったと考えています。地方の産物は、まず、地方卸売市場に集まりますが、ここで競りをして買い付ける「買参権」と呼ばれる権利は、新規参入して新たに得ることが非常に難しい。地域によっては、実質的に世襲でないとこの買参権がほぼ取れない状況になっている市場もあります。これについて、農林水産省が動いてくださって、ルールが不明瞭で実質的に参入できないケースなどは、例えば、独占禁止法違反に当たるおそれもあるということを通知されたり、具体的な調査をするようにということを求めてくださり、御対応いただきました。

今後に向けて、私は、生まれた地域や家にかかわらず、誰もが挑戦したい事業にチャレンジできるように環境整備をしていくことが重要だと考えます。都会に生まれた人が、農業をやりたい、漁業をやりたいということも大いにあるかと思いますが、従属的な立場で就業することまでは比較的容易にできて、その後、自分が独立して事業主になっていくことにはハードルがあることもあります。日本酒なども、酒蔵の家に生まれないと日本酒が造れない。そのため、クラフトビールやクラフトジンの醸造・蒸留所はどんどん生まれてきても、新しい酒蔵は生まれない。こういった課題は、様々な分野で見られます。いつか独立して事業主になれると思えないと、その産業に若い人はなかなか行きませんから、こういったところを引き続き見直していただきたいと思

っております。ありがとうございます。

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、資料1の答申と資料2及び3の意見書について、原案どおり、決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、決定いたします。

なお、本日、参考資料としまして、規制改革実施計画のフォローアップ結果を配付しております。例年、実施計画の実施状況を地道にフォローアップしており、本年も、お配りしましたとおり、答申と同時に公表することにいたします。

規制改革推進会議関係は、以上です。

それでは、議事を岡田大臣にお戻しいたします。

大臣、どうぞよろしくお願いします。

○岡田議員 ありがとうございます。

次に、国家戦略特区諮問会議関係の議事に移ります。

それでは、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等」について、資料1及び主な規制改革事項を記載しております参考資料1を御覧ください。

国家戦略特区における規制改革事項について、本日御出席いただいております、中川議員、菅原議員にも御参加いただいた国家戦略特区ワーキンググループヒアリング等において精力的な御検討をいただき、今回、今後取り組むべき新たな規制改革事項を取りまとめさせていただきたいと思っております。スーパーシティ・デジタル田園健康特区を更に前に進めるための規制改革事項、スタートアップ、障害者、子育てに関する規制改革事項について、盛り込んでおります。

まず、「スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関する規制改革事項」では、障害者等が投票しやすい環境整備のためのオンデマンド型移動期日前投票所の導入等の実証事業の実施、救急救命処置へのエコー検査の追加等の検討、また、ドローンの飛行中の充電を可能とする装置の設置許可の不要化に向けた規制改革等を盛り込んでおります。

次に、起業・スタートアップ、外国人材に関する規制改革事項として、外国人エンジニアの就労促進を図るため、在留資格に関する審査期間の短縮、また、創業外国人材に関するスタートアップ・ビザの全国展開、続いて、障害者に関する規制改革事項として、障害福祉サービスの費用に関する特例介護給付費について、自治体から事業者への代理受領も可能であることの明確化、また、子育てに関する規制改革事項として、小規模認可保育所の対象年齢拡大の特例の全国展開等を盛り込んでおります。

終わりに、昨年12月の国家戦略特区諮問会議にて決定した規制改革事項に基づき本国会に提出いたしました「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立いたしまして、5月に公布されましたことを御報告させていただきます。

私からの説明は、以上であります。

それでは、有識者議員の皆様から、御意見を賜りたく存じます。

まず、資料2に基づいて、中川議員、お願い申し上げます。

○中川議員 それでは、中川から、資料2に基づきまして、まず、ここに記載されている議員の意見を総論的に御説明申し上げます。まず、スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項や、創業・スタートアップ、外国人材、子育て、障害者等に関する幅広い規制改革事項が示されたことにつきまして、評価を申し上げたいと思います。

更なる規制改革に取り組むために、以下、4点につきまして、御指摘を申し上げたいと思います。

まず、1点目、スーパーシティ・デジタル田園健康特区につきましては、本年3月に、つくば市等の区域計画が認定されました。ただ、構想の全体像から見れば、まだ道半ばでございますし、スピードも必ずしも十分とは言えません。特に公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備等、社会の包摂性を高める取組は重要と考えております。自治体側との連携や関係省庁との調整を精力的に進め、構想実現に向けた取組をさらに加速化していただきたいと存じます。

2点目でございます。参考資料として配られている参考資料1の右側にも一定の進捗を御報告いただいておりますが、アイデア募集で寄せられた規制改革に関する提案につきまして、各分野での規制改革事項を早急に具体化・実現していただきたいと考えております。また、地域や社会の課題の解決に向けた規制改革の提案が活発に行われるよう、事業所や自治体等の関係者への取組状況の周知や意見交換等を一層充実させていただきたいと存じます。

3点目でございます。これまで、73件の全国措置を実現し、今回も4件の規制の特例措置の全国展開が示されました。国家戦略特区の成果を地方にも幅広く均てんし、国全体としての経済成長につなげるため、より一層の規制の特例措置の全国展開を推進していただきたいと考えております。

最後に、4点目でございます。今回の会議のように、規制改革推進会議と国家戦略特区諮問会議の合同会議など、両者の連携が進められております。規制改革に係る他の取組主体とともに、より一層効率的・効果的な連携の在り方について検証・検討することによって、規制改革が一段と加速化し、利用者にとっても制度・仕組みを活用しやすい環境を整えるよう、取組を進めていただきたいと存じます。特に薬剤師の地域における対人業務の強化などにつきましては、規制改革推進会議と国家戦略特区諮問会議・ワーキンググループが連携することを通じ、より一層の規制改革効果を上げることを期待させていただきたいと思います。

私からは、以上でございます。

○岡田議員 ありがとうございます。

続いて、垣内議員、お願いします。

○垣内議員 私から、発言させていただきます。

3月中旬に、障害者差別解消法の施行時期が閣議決定されました。来年4月から施行と決まっております。しかし、残念ながら、民間企業の認知度は低い状況です。海外では障害者と企業の対立が深まっており、年間1万件もの訴訟が起きているところもあります。来年からそうしたことが日本においてないように、取るべき対応がいくつかあるであろうと。

現在、障害者の対応が至らないのは、大きく2点の理由があります。知識不足と人手不足です。まず、知識不足。医療・福祉・介護に従事する方は一定の知識がありますが、そうでない方はなかなかない。そうした中、財務省では4年前から、金融庁は今年から、障害のある当事者から学

ぶ研修を取り入れています。今後、リスクリングともかけ合わせ、多様性について理解を深める教育機会をもっと増やしていく必要があるであろうと。そして、人手不足。一例を挙げますと、障害者は、電車に乗るとき、乗車券を買う際は必ず窓口へ行かなければいけません。飛行機のチェックインも必ずカウンターで行う必要があり、時間がかかります。既に障害者の身分証はデジタル化が完了しています。この技術を活用すれば、オンライン上で本人確認をすることができ、今問題になっている人手不足の解消にもつながることでしょう。

障害者やその家族、そして、企業や自治体、対立や分断が深まることのないように、新しい制度などを考えていく必要があるだろうと。民間企業は、どうしても、法的根拠がない、前例がない、そうしたことを理由として、一歩踏み出せずにいる状況です。是非政府に旗振り役になっていただき、多様な方が暮らしやすい、そんな新たなまちづくり、社会づくりを推進いただけたらと願っております。

私からは、以上です。

○岡田議員 ありがとうございます。

続いて、越塚議員、お願い申し上げます。

○越塚議員 越塚でございます。

今回、更なる規制改革事項に関しまして、ここまで、事務局やワーキンググループの皆様を始め、関係の皆様の検討のお取りまとめ、誠にありがとうございます。

2点、申し上げたいと思います。

1点は、スーパーシティ・デジタル田園健康特区でございます。これは、昨年の認定でございまして、まさに今、この特区に基づく事業の真っ最中であると思います。これは、デジタル技術やデータを駆使し、日本の未来の先導事例をつくる事業でございます。取組を加速することに加え、デジタル田園都市国家構想ともシナジーを強く出していただくこと、もう一つ、その取組の状況や成果といったものを、国民の目に、ビジブルに、見えるようにしていただきたいと思います。この規制改革の実際取組状況がビジブルになることによってさらに全国展開につながるものだと思いますので、ここは是非お願いしたいと思います。

2点目は、特区の新しい方向性として、昨年より、子育て、障害者、スタートアップ、デジタルといった項目に焦点を当てようということになってきております。それに基づいて、広くアイデア募集も行いまして、多くの素晴らしい意見も寄せられてございます。こうした新しい方向性に基づいて、これらのアイデアの中からも特区において進めるべき新しい規制改革項目を是非検討いただければと思いますし、また、そうした新しい規制改革項目に意欲的な新しい地域があった場合には、やはりこの新しい特区認定があってもよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○岡田議員 ありがとうございます。

続いて、菅原議員、お願い申し上げます。

○菅原議員 ありがとうございます。

本日も、規制改革推進会議と国家戦略特別区域諮問会議が合同で開催されていますが、医療、子育て、スタートアップ、外国人材など、共通した規制項目に取り組んでいることもあり、引き続き連携強化をしていただきたいと思います。また、デジタル臨時行政調査会や事務レベルでは

デジタル庁との連携を既に始めていただいておりますが、こうした政府一体となった取組をさらに強化していただければと思います。

今回は、医療・介護、保育といった国民生活に身近な分野で規制改革項目が列挙され、地域社会が抱える課題を背景としたニーズや声を反映した項目となっております。例えば、規制改革推進会議と二人三脚で進めました調剤の外部委託、すなわち薬剤師の対人業務の強化、また救命救急処置の範囲の拡大などは歓迎する声が大きいと聞いております。また、オンライン診療を活用した小児かかりつけ医、地域限定保育士、小規模認可保育所の全国展開などは、広くこども政策と関わる政策であり、こちらも重要と考えております。

最後に、人の命・健康や医療の位置付け、子どもの育て方、多様化した人生・生活・家族モデル、多様性の尊重、デジタル技術の進展など、変化する社会実装の中で、新たな社会課題を前提に、今後もこれまでの経済社会構造や利害関係を前提としてつくられてきた古い規制・制度を変革し、国民目線を常に忘れず、規制改革に取り組んでいきたいと思っております。

以上、ありがとうございます。

○岡田議員 ありがとうございます。

それでは、南場議員、お願い申し上げます。

○南場議員 1分半ということですので、私からは、スタートアップに絞って申し上げます。

日本がスタートアップハブとなって海外のスタートアップエコシステムに貢献する人材及びリスキマナーを多く呼び込むことの重要性は常々申し上げてきたのですが、今回、国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開としてスタートアップ・ビザの拡充が位置付けられることとなったため、早期に実現していただきたいと思います。

なお、起業準備の期間は長いほうが望ましくて、福岡市などで認められている最長1年間の在留資格の全国展開についても検討していただきたいと思います。

このほかにも、政府が決定しているスタートアップ育成5か年計画には、スタートアップが大学の知的財産を円滑に活用できるようにするルールの見直しや海外からの投資を促す公正価値評価の導入など、本日の規制改革事項には盛り込まれていない骨太な制度改革が盛り込まれています。

官民が足並みをそろえてスタートアップシステムを世界一流のものに発展させるという目標に向かう本気の姿勢を打ち出したことは世界の投資家にも届き、日本に目を向ける動きも始まっていますので、この機を逃すことがないように、岩盤規制で全国一律では動かない場合は、特区制度で穴を空けていくことも必要ではないかと思います。国家戦略特区制度の活用による早期の制度改革、柔軟な制度改革を期待したいと思います。

以上です。

○岡田議員 皆様、大変ありがとうございました。

時間の関係上、御発言はここまでとさせていただきます。

改めまして、資料1「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）」、諮問会議として御了承いただきたく存じますが、皆様、よろしゅうございますか。

（委員首肯）

○岡田議員 ありがとうございます。

最後に、岸田総理から御発言をいただきますが、ここでプレスをお願いします。

(報道関係者入室)

○岡田議員 岸田総理、よろしくお願い申し上げます。

○岸田議長 本日は、規制改革の方向性について、委員の皆様から、活発な御議論を頂きました。

規制改革推進会議では、規制改革推進に関する答申が決定されました。社会問題の解決と経済成長を実現するため、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、スタートアップ等が活躍できる環境整備や変化に対応した経済社会の変革を進めます。今後、AI（人工知能）による契約書の自動レビューサービスに関するガイドラインの作成・公表やイノベーションを支える情報連携基盤の構築に向けた医療データ利活用のための制度整備等を行っていきます。

国家戦略特区諮問会議では、スーパーシティやデジタル田園健康特区を更に前進させること等を念頭に、国家戦略特区において取り組む規制改革事項を決定しました。具体的には、障害者等が投票しやすい環境整備や、救急救命処置の範囲の拡大など、持続可能で包摂的な社会の実現に向けた改革や、スタートアップ・ビザの全国展開など、創業・スタートアップを後押しする規制改革等をしっかりと進めます。

本日決定された事項を踏まえ、規制改革実施計画を速やかに閣議決定してまいります。

岡田大臣におかれては、関係大臣とよく連携し、政府全体の規制改革実施事項を一体的に取りまとめでいただくとともに、スピード感を持って改革を実行していただくよう、お願いいたします。

○岡田議員 総理、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様は御退室をお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○岡田議員 本日の議事は、以上でございます。

誠にありがとうございました。